

南九州市議会訓令第2号

南九州市議会タブレット端末の使用等に関する規程の制定について

南九州市議会タブレット端末の使用等に関する規程を別紙のとおり制定する。

令和8年6月18日

南九州市議会議長 加治佐 民生

（制定理由）

議案等の完全ペーパーレスに伴い，議会等で使用するタブレット端末の使用についての規程を制定しようとするものである。

南九州市議会タブレット端末の使用等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、南九州市議会（以下「市議会」という。）の会議その他議員活動におけるタブレット端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議，議会運営委員会，常任委員会，特別委員会，全員協議会，議員懇談会，広報編集委員会，議会報告会をいう。
- (2) タブレット端末 会議及び議員活動（以下「会議等」という。）において使用するため，議長が議員に貸与したタブレット端末をいう。
- (3) 附属品 タブレット端末に附属する電源アダプタ等の附属品一式をいう。
- (4) 会議資料 会議等において議員に提示する電子媒体の資料をいう。

(タブレット端末の貸与等)

第3条 議長は、議員が会議等に使用するため、タブレット端末及び附属品（以下「タブレット端末等」という。）を貸与するものとする。

- 2 議員は、タブレット端末等を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 議員は、タブレット端末等の使用権限を喪失したときは、直ちに議長へタブレット端末等を返却しなければならない。
- 4 議員は、タブレット端末等を紛失し、又は破損したときは、速やかに議長に届け出なければならない。

(タブレット端末の設定)

第4条 タブレット端末には次の設定を行い、議会事務局で一元管理するものとする。

- (1) ID及びパスワード
- (2) メールアドレス

- 2 議員は、前項各号に掲げる設定を変更してはならない。

(タブレット端末による通知等)

第5条 議会事務局から議員への通知・案内は、事前に設定した電子メール等によるものとする。ただし、文書によることが必要な場合を除く。

- 2 前項の議員への通知・案内の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 会議開催等の情報
- (2) 議員活動に必要な情報
- (3) その他議長が必要と認めた情報

(タブレット端末による会議資料の閲覧等)

第6条 会議資料は、あらかじめ会議前に議会事務局がペーパーレス会議システムにアップロードしたものを使用するものとする。

2 議員は、会議中に会議資料を閲覧するものとし、紙媒体資料は、個人情報等を含む保護すべき情報のある紙媒体資料を除き、原則配布しないものとする。

3 会議資料は、会議等名や時系列により整理するものとする。

4 議長又は会議の長は、会議資料の閲覧に係る取扱いに疑義が生じたときは、全員協議会に諮って取扱いを決定するものとする。

(タブレット端末の使用における取扱い)

第7条 議員は、会議等において、タブレット端末を使用するときは、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけなければならない。

2 議員は、タブレット端末の使用に当たっては、適切な管理を行い、第三者に不正に利用されないようにしなければならない。

3 議員は、タブレット端末に会議等において必要なもの以外のアプリケーションをダウンロードしてはならない。ただし、必要なアプリケーションがある場合は、議会運営委員会において検討し、全員協議会で決定するものとする。

4 議員は、タブレット端末の改造、交換、拡張機器の追加及び動作環境の変更のほか、タブレット端末の性能又は機能を変更してはならない。

5 議員は、タブレット端末の使用状況について、議会事務局から点検を求められた際は、タブレット端末を議会事務局に提出しなければならない。

(タブレット端末の使用上の禁止事項等)

第8条 議員が会議等において、タブレット端末を使用するときは、次に掲げる行為を禁止するものとする。

(1) 会議中に音声や操作音などを発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。

(2) 会議中に電子メール等で外部との連絡通信を行うこと。

(3) SNS又は掲示板などへ投稿すること。

(4) 議長又は会議の長の許可なく会議を撮影、録音又は録画すること。

(5) 他者の迷惑になる行為を行うこと。

(6) その他議長が定めたこと。

2 議長又は会議の長は、前項各号に該当する行為があったときは、注意しなければならない。

3 議長又は会議の長は、前項の規定により注意したにもかかわらず、なおその行為が改められないときは、タブレット端末の使用停止を命ずることができる。

(個人で使用するタブレット端末の使用等)

第9条 議員は、会議において、個人で所有するパソコン、タブレット端末を持ち込み、使用することができる。ただし、機器の使用については、前条の規定を

適用する。

（遵守事項）

第10条 情報の受発信は、議員の責任において行うものとする。

2 議員は、データの正確性を保持するとともに、データの紛失、破損等の防止に努めなければならない。

3 個人情報の漏えい又はそのおそれがあるときは、速やかに実態を把握するとともに議長へ報告し、報告を受けた議長は、必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は全員協議会において協議し、決定するものとする。

附 則

この訓令は、令和8年6月11日から施行する。